

個人情報の共同利用

当組合は、その保有する個人情報（個人データ）について、次のとおりで共同での利用を行いますのでお知らせいたします。なお、個人情報保護法第23条第4項第3号において（1）個人データを共同で利用すること、（2）共同で利用される個人データの項目、（3）共同で利用する者の範囲、（4）利用目的、（5）個人データの管理責任者の氏名、名称について、本人が容易に知り得る状態に置いているときは、当該個人情報（個人データ）の提供を受ける者は第三者に該当しないことから、あらかじめ本人の同意を得ずに当該個人情報（個人データ）を提供できることとされています。

（高額医療給付に関する交付事業）

1. 共同利用する個人情報（個人データ）の項目

- （1）診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下『レセプト』という。）については、電子レセプトの情報、もしくは紙レセプトのコピー、
- （2）当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した『交付金交付申請総括明細データ』もしくは『交付金交付申請 総括明細書』、上記のほかレセプト記載データの全ての項目

2. 共同利用者

健康保険組合連合会：高額医療グループ職員
業務委託先：レセプト点検業務委託事業者

3. 共同利用目的

当健保：高額医療事業の交付金申請のため。

健康保険組合連合会：高額医療事業の適正な交付を行うため。

また、1月1千万円以上のレセプト公表（個人情報を除く）により医療費の高額化傾向を訴える材料とする

4. 個人情報の管理について責任を有する者

健康保険組合連合会：高額医療グループマネージャー
当健保：個人情報取扱責任者

（事業主と共同で使用する個人情報）

1. 共同利用する個人情報（個人データ）の項目

被保険者の以下の個人データ

- （1）本人情報（氏名、性別、生年月日、社員番号、所属部署、職階、住所、電話番号、標準報酬月額、標準賞与、扶養認定等に必要な被扶養者情報）
- （2）健康保険組合が保健事業として実施している健診の受診者の情報（記号、番号、氏名、生年月日、性別、年齢、住所、事業所名称、健診受診日、健診予約日、健診機関名、健診実施項目、健診の結果数値、所見、問診、指導内容等）

2. 共同利用者

健保組合職員、事業主健診担当者、委託先事業者

3. 個人情報の管理について責任を有する者

当健保：個人情報取扱責任者
事業主：担当部署の長